

1. 幼児教育・保育部会の協議状況について（報告）

（1）第1回幼児教育・保育部会 準備会（4月28日）

○令和8年度子ども園移行に伴う定員設定について

- ・令和8年度に、子ども園移行を予定している私立園2園の定員設定について協議を行った。
- ・2園とも令和5年度にまとめた「子ども園移行に伴う定員設定の考え方」に沿った内容であることが確認されたが、うち私立保育園1園については、待機児童が多く発生している1歳児の枠を減らすことの是非について指摘があり、当該園と相談し、定員案について再度検討することとなった。

○令和8年度子ども園の定員変更について

- ・令和8年度に、定員変更を予定している私立子ども園2園の定員案について、昨年度まとめた「準備会協議事項の整理について」に基づき、報告及び協議を行った。
- ・保護者の就労状況の変化に、より対応しやすくするために、総定員内で1号認定枠を拡充する私立子ども園1園の定員案について報告を行った。
- ・地域における低年齢児の保育ニーズの高まりに対応するため、3号認定児枠を追加する私立子ども園1園の定員案について協議したところ異論がなかった。

○令和7年度4月時点入園者数（速報値）について

- ・令和7年度4月時点の入園者数について、0歳児を除き、子ども計画における教育・保育の量の見込みの数と近い数であることを報告。
- ・四日市私立幼稚園協会から、公立園の1号認定児について、支援が必要な園児が多いことは理解できるが、私立園が担える子どもについては私立園に任せてほしいと思っており、そのために実際の程度の支援が必要で、どの程度の数なのか等の情報の提供について要望を受けた。情報提供の範囲等を検討することとなった。

○令和8年度以降における就学前教育・保育施設整備交付金の動向について

- ・保育所及び子ども園の整備に係る国の交付金について、令和8年度以降は市の子ども・子育て会議で承認された、事業の優先順位を定めた事業計画を国に対し提出することになったことを説明。次回準備会において、優先順位決定のためのルールについて事務局案を提示し、協議することとなった。

○今後の幼稚園、保育園、子ども園の定員設定について

- ・四日市私立幼稚園協会会長から、今後の幼稚園、保育園、子ども園の定員設定を含む施設のあり方について、園児数の推移を分析する等、現在の課題を共有し協議するべきであるという提案があった。市において、今年度議論の基礎となる園児数推計を行う予定であり、そういったデータを基に引き続き協議していくこととなった。

（2）第2回幼児教育・保育部会 準備会（5月20日）

○令和8年度子ども園移行に伴う定員設定について

- ・前回準備会にて再検討となった私立保育園1園の子ども園移行後の定員案について、1歳児枠を維持する案について協議したところ異論がなかった。

- 「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用した整備計画（優先順位の設定等）における本市の考え方（案）について

- ・子ども・子育て会議幼児教育・保育部会の所掌事務について、『「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用した整備計画に関すること』の項目を追加することについて説明したところ異論がなかった。
- ・事業の優先順位を決定する基本的なルールについて、国の基本方針に準拠した事務局案を提示し、説明を行った。予算不足のため不採用となった事業を翌年度も引き続き申請する場合の順位について、具体のケースに該当しない事業については優先する必要はないのではないかとの意見があったため、案を見直すこととなった。

（3）第3回幼児教育・保育部会 準備会（6月26日）

- 「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用した整備計画（優先順位の設定等）における本市の考え方（案）について

- ・築年数が同じ園での施設整備の優先順位はどうなるかという質問に対し、事業規模が大きい順番、定員から見た効果の大きい順番等から順位を設定すると説明したところ異論がなかった。

○7月11日幼児教育・保育部会の資料（案）について

- ・各園の定員設定について、‘準備会で協議し、了承された’と記載していたが、当準備会については、何かを審議・裁決する場ではないので、書きぶりを修正してほしいという意見があったため、‘協議したところ異論がなかった’という記載に修正した。

○子ども誰でも通園制度について

- ・私保連、私幼協、行政側のそれぞれの状況の考え方について情報共有を行った。準備会の場というよりも、各団体の園長会等の機会をとらえて、令和8年度に向けて今後必要に応じて取り組んでいくこととなった。

2. 第1回幼児教育・保育部会（7月11日）

- 上記の準備会で協議した内容について部会に報告を行った。

3. 令和8年度における認定子ども園への移行及び定員設定について

- 四日市市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会について（別紙1）
- 子ども園移行に伴う定員設定の考え方（別紙2）
- 私立園の移行園の定員設定について（別紙3）

4. 令和8年度における認定子ども園の定員変更について

- 私立園の定員変更について（別紙3）

5. 「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用した整備計画について

- 準備会協議事項の整理について（別紙1）
- 就学前教育・保育施設整備交付金に係る優先順位決定の考え方について（別紙4）

1. 部会の設置

四日市市子ども・子育て会議設置要綱第6条の規定に基づき、会議の必要に応じて以下の部会を設置する。部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

①部会の名称

幼児教育・保育部会

②所掌事務

- (1)子ども子育て支援事業計画における、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」に関すること
- (2)新制度における、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の「利用定員」の設定に関すること
- (3)「就学前教育・保育施設整備交付金」の活用に係る、保育提供体制の確保のための実施計画の策定に関すること

③部会委員

・子ども・子育て会議委員（16名）のうちから、部会委員を5名選出する。

＜部会委員名簿＞（敬称略）

氏名	所属機関等
渡邊 颯一郎	日本福祉大学 教授
清水 章史	四日市私立保育連盟
原田 千代子	四日市私立幼稚園協会
橋本 宗子	四日市市民生委員・児童委員協議会連合会
山路 幸輝	四日市市PTA連絡協議会

2. 部会における協議事項

令和4年度	①公立施設再編と保育士不足への対応について
	②私立園のこども園への移行希望について
	③こども園に移行予定の園の利用定員の設定について
令和5年度	①こども園に移行予定の園の利用定員の設定について
	②こども園における満3歳児の受入について
	③こども園における定員変更について
	④私立園のこども園への移行希望について
令和6年度	①こども園に移行予定の園の利用定員の設定について
	②私立園のこども園への移行希望について
	③こども園における定員変更について
	④第3期子ども・子育て支援事業計画における、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について

1. 部会の設置

四日市市子ども・子育て会議設置要綱第6条の規定に基づき、会議の必要に応じて以下の部会を設置する。部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

①部会の名称

幼児教育・保育部会

②所掌事務

- (1)子ども子育て支援事業計画における、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」に関すること
- (2)新制度における、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の「利用定員」の設定に関すること
- (3)「就学前教育・保育施設整備交付金」の活用に係る、保育提供体制の確保のための実施計画の策定に関すること

2. 準備会

部会の協議を円滑に進めるため、部会の開催の前に準備会を開催し、四日市私立幼稚園協会・四日市私立保育連盟の代表者（4名ずつ）で、実務的な協議を行うこととしている。

3. 準備会の協議事項

	協議内容		県への認可申請(届)等	準備会での協議
(1)	子ども子育て支援事業計画における、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」に関すること		-	要
(2)	保育園・こども園の新設	【定員の新規設定】	要	要
	保育園からこども園への移行 幼稚園から 〃	【1号定員の新規設定】 【2・3号定員の新規設定】	要	要
	こども園の定員変更	【総認可定員を超えた増変更】	要	要
		【総認可定員の範囲内での変更(±0)】	要	(報告)
		【総認可定員の範囲内で減変更】	不要	不要
	保育園・幼稚園(新制度移行園)の定員変更	【総認可定員を超えた増変更】	要	()
		【総認可定員の範囲内での変更(±0または減)】	不要	不要
	幼稚園の新制度移行	【利用定員の設定】	不要	不要
(3)	地域型保育事業所の新設・定員変更等	【3号定員の新設・変更】	不要 (市が認可)	不要
	<u>「就学前教育・保育施設整備交付金」の活用に係る、保育提供体制の確保のための実施計画の策定に関すること</u>		要 (国に報告)	要

こども園移行に伴う定員設定の考え方

1. こども園への移行に関する基本方針

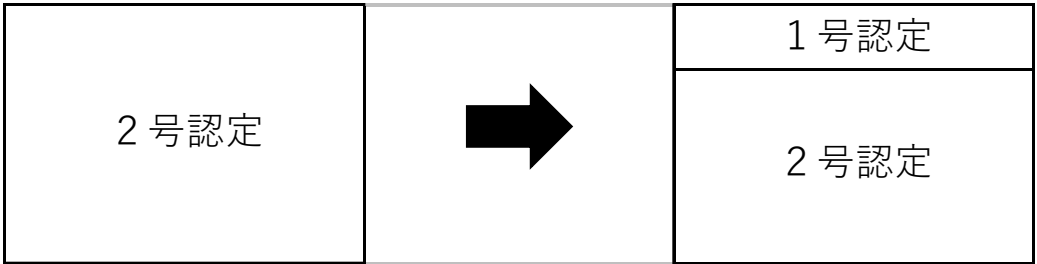
- ①保育園からの移行：1号認定枠の設定
- ・保護者の離職による途中退園を防ぎ、1号認定枠の中で柔軟に対応できることを目的とする。(A)
- ②幼稚園からの移行：2号、3号認定枠の設定
- ・待機児童対策とし、フルタイムでの就労者も受け入れる環境を整えることを目的とする。(A)
- ③公立幼稚園が閉園する地区における保育園からの移行：移管分を1号認定枠として上乗せして設定
- ・公立幼稚園が閉園する地区においては、同地区内のこども園へ移行する園の1号認定枠の合計数を閉園予定の園児数と同程度とする。(B)

2. 定員設定のルール案

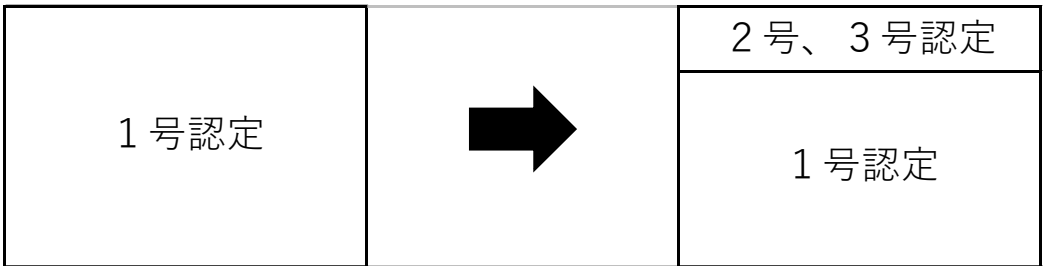
＜既存(こども園移行前の施設)の定員設定を守るパターン＞

A 既存(こども園移行前の施設)の認可定員を超えない範囲内で新規認定枠を設定

- ・保育園からこども園へ移行する場合

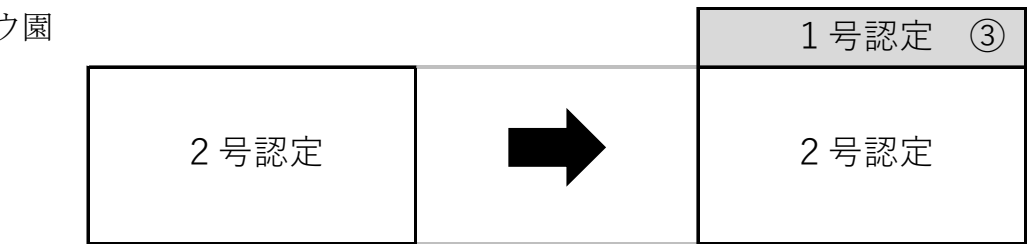
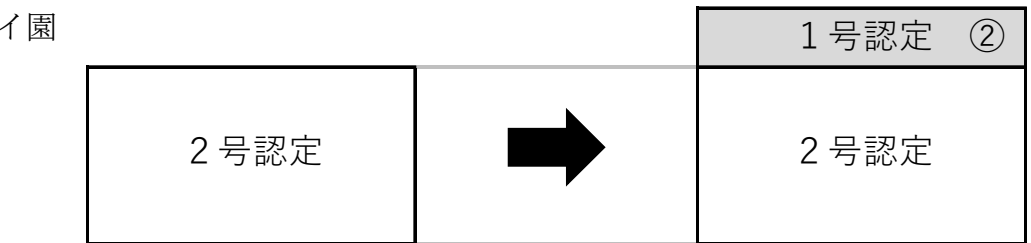
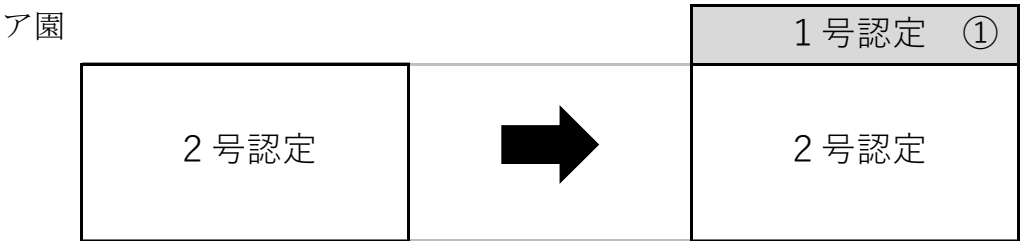


- ・幼稚園からこども園へ移行する場合



＜再編を踏まえるパターン＞

B 公立園の閉園に伴う1号受入枠設定



1号認定枠 = ① + ② + ③

閉園する園と同程度の園児数⇒複数園が移行する際は、各園の1号認定枠の合計と一致

令和 8 年度こども園移行園の定員設定および定員変更について

私立保育園 1 園、私立幼稚園 1 園が令和 8 年度からこども園に移行する。また、私立こども園 2 園が令和 8 年度から定員変更を行う。各園の設定する定員は以下のとおりである。なお、令和 8 年度については、公立園からこども園に移行する園はない。

①令和 8 年度からこども園に移行する園（令和 8 年 4 月 1 日予定の利用定員数）

園名(仮称)	区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
どんぐり保育園 (幼保連携型認定 こども園に移行)	教育認定	—	—	—	3(1)	3	3	9
	保育認定	6	16	18	20	20	20	100
ときわ幼稚園 (幼稚園型認定 こども園に移行)	教育認定	—	—	—	65(30)	35	35	135
	保育認定	—	—	—	20	25	25	70

() は満 3 歳児の内数

②令和 8 年度から定員変更する私立こども園（令和 8 年 4 月 1 日予定の利用定員数）

園名(仮称)	区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
かわしま こども園	教育認定	—	—	—	3(1)	3	4	10
	保育認定	9	24	26	27	27	27	140
高花平 こども園	教育認定	—	—	—	5(1)	5	5	15
	保育認定	6	12	15	15	16	16	80

() は満 3 歳児の内数

就学前教育・保育施設整備交付金に係る優先順位決定の考え方について

1. 国の方針

国は、令和6年度に予算上限に達したことを理由に当該交付金の採択事業を制限した。このことにより、令和7年度から、子ども・子育て会議に諮った整備計画を提出し、事業実施前年度の1月に当該年度に実施するすべての事業について、事業の優先順位を定めたうえで登録を申し出る仕組みへ変更された。

【参考：国の優先採択方針】

- 前年度以前からの継続事業
- 待機児童解消に必要な整備
- こども誰でも通園制度の実施に必要な整備
- 人口減少地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の整備
- その他自治体として意思決定している重要な整備案件（民老改築、老朽化が著しい施設の大規模修繕（原則築41年以上）、今夏の熱中症対策のための冷房設備に係る整備など）

2. 本市における優先順位決定の考え方について

本市における優先順位決定の考え方については、国の方針に準拠し、原則下記のとおりとする。

順位	項目 ※1	同一項目内順位 ※2
1	前年度以前からの継続事業	事業全体の交付見込額が多い順
2	私立園における待機児童解消に必要な整備	効果の見込める順
3	私立園における熱中症対策のための冷房設備整備	対象となる設備の整備年数が古い順
4	老朽化が著しい私立園の大規模改修	対象となる設備の整備年数が古い順
5	人口減少時における私立園の統廃合や規模の縮小、多機能化等の整備	築年数の古い順
6	上記以外の私立園に係る整備	対象となる設備の整備年数が古い順
7	公立園に係る整備	—

※1 「こども誰でも通園制度の実施に必要な整備」については、本市における当該制度の運用方針が定まっていないことから項目より当面の間、除外する。

※2 前年度予算不足により国から不採択とされた事業については、同一項目内順位において優先して繰り上げる。